

討議資料(2)

(ホールセール分野における課題等)

討議資料(2)
(ホールセール分野における課題等)

1. 企業グループにおけるキャッシュ・マネジメント等を巡る動向

(1) キャッシュ・マネジメントの高度化等に向けた動き

- 近年、企業の国際展開の加速やグローバルなサプライチェーンの深化、また、企業のグループ単位での経営管理の広がりに伴い、キャッシュ・マネジメントの優劣が企業競争力の重要な要素となっている。
- そうした認識の下、企業グループ等において、より高度で戦略的なキャッシュ・マネジメントが志向されている。例えば、単なる財務コスト削減を目的とするにとどまらず、グループ全体の為替ポジションを把握して為替リスクの管理に活用する、余剰資金を集約することによりM&A等の戦略投資の可能性を拡大する、さらには、グループ内企業、特に海外子会社も含めた資金管理を行うことで財務面からグループ内のガバナンスを強化するといった動きもある。
- このような高度化の要請に応じて、キャッシュ・マネジメントの手法も発展を見せている。その方向性としては、例えば、企業グループ内での金融子会社の設置などに見られる「集約化と専門性の強化」、あるいは、単にグループ内での資金管理を行うのみならず、事業譲渡の交渉のツールとして、グループを離れた企業に対して一定期間融資を提供することなど、キャッシュ・マネジメントの形態の「多様化」といった傾向が挙げられる。このような傾向は、今後、より一層進展していくと見込まれる。

(2) 銀行等によるキャッシュ・マネジメント・サービスの発展

- こうした企業におけるキャッシュ・マネジメントの進化に伴って、主に海外で、急速な発展を遂げているのが、銀行等による IT を活用したキャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)の分野である。特に、決済スタディ・グループの「中間整理」(平成 27 年 4 月 28 日公表)でも示されているように、欧米の主要銀行においては、CMS を経営戦略の柱の一つと

位置付け、顧客ニーズを踏まえつつ、先進的なサービス展開を進めている。これら欧米の主要銀行における CMS 高度化は、銀行の IT 投資の戦略化が大きな原動力となっている。このような CMS 高度化の進展は、欧米企業等の競争力にもつながっている面がある。

- 同時に、欧米等では、銀行以外のプレーヤーにより、複数の銀行に跨るネットィングなど、新しいキャッシュ・マネジメント関連サービスが提供されている。そこにおいては、IT 企業等が重要な役割を果たしており、比較的自由度の高いシステム基盤も活用して、IT 分野の技術革新を取り込みつつ、先進的サービスを提供している。また、リテール分野同様、これら IT 企業等と銀行の連携・協働も活発である。

2. キャッシュ・マネジメントの高度化等に向けた課題

(1) 各種規制の適用関係

- 企業グループ等が、こうしたキャッシュ・マネジメントの高度化・国際化等を図るにあたって、企業グループ内での資金移動や資金の融通について各種規制が適用されることが制度的な障害要因となっているとの指摘がある。
- 貸金業法は、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的とするものであるが、企業グループのキャッシュ・マネジメントに係る貸金業法の適用関係については、これまでも、例えば、平成 26 年の政令改正により、企業グループ内の貸付け（親会社と実質支配力基準（議決権 40%以上等）に基づく子会社で構成される企業グループ内での貸付け）や合弁会社株主から合弁会社への貸付け（全株主の同意があり、貸付会社が合弁会社の議決権の 20%以上を保有している場合の貸付け）について、貸し手及び借り手となる会社間に経済的な一体性が認められることなどから、適用除外とするなど一定の対応が図られてきた。
- 他方、上述のとおり、近年、キャッシュ・マネジメントの高度化・多様化が進展している中であって、各種規制の適用について、追加的に、以下のような点について検討する必要があるとの指摘があるがどう考えるか。

- 企業グループ等においてキャッシュ・マネジメントの専門性・統合性の強化等を図るべく、金融子会社を企業グループ内のトレジャリーセンターとして位置づける動きが拡大している。

上述のとおり、現在、合弁会社株主から合弁会社への貸付け(全株主の同意があり、貸付会社が合弁会社の議決権の 20%以上を保有している場合の貸付け)は貸金業法の適用除外となっているが、合弁会社に対し、合弁会社株主の 100%子会社(金融子会社)から貸付けを行うニーズも示されている。100%子会社については、親会社との経済的一体性が認められることもあり、貸金業法の適用除外として欲しいとの要望があるが、どう考えるか。

- 近年、企業同士が連携・協働する際に、協力関係の一形態として、融資など、ファイナンス関係の措置を活用する動きが広がっている。例えば、事業再編によってグループ企業を売却する際に、当面の資金繰りを売却元が手当てする「つなぎ融資」が条件となるケースがあり、こうした場合について貸金業法の適用除外として欲しいとの要望がある。こうした事業再編等に伴う「つなぎ融資」について、売却後の一定期間、貸金業法の適用除外とすることについて、どう考えるか。

(2) 邦銀のCMS高度化

- キャッシュ・マネジメントが企業競争力の重要な要素となる中で、上述のとおり、欧米の主要銀行においては、CMS の高度化が進んでいる。これに対して、邦銀の CMS については、人的サポートなどは充実しているとの評価があるが、例えば、グローバルに一元化されたプラットフォームの提供や複数通貨を跨るネットィング機能など、先進的サービスについては、欧米の主要銀行の取組みが先行している、との指摘がある。
- こうした状況に鑑みれば、邦銀、特に主要行においては、海外拠点や海外現地日系企業のニーズも十分に汲み取りつつ、CMS の強化に向けて、CMS の経営戦略上の位置付けを明確にするとともに、今後目指されるべき具体的な CMS の水準や取組みが示されることが期待されるのではないか。

(3) 外為報告

- 企業活動の国際化がより一層進展する中、我が国企業においても、国際的な資金の移動を含むグローバルな財務管理の効率化への要請が更に強まっている。特に、企業財務における迅速化・効率化においては、取引に関する事務処理を出来る限り STP (Straight Through Processing) 化することが重要であり、そのために企業や銀行等において様々な努力が重ねられている。
- 他方、一定規模以上の対外的な支払等をした場合、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、取引の当事者となる企業に対して、財務省令が定める様式及び手続きに従い、財務大臣に報告書の提出(外為報告)を行うことが義務付けられている。
- 決済スタディ・グループの審議において、例えば、企業の銀行を通じた国際送金等の実務フローと外為報告をより一体的に行うことはできないか、また、企業の実務は多様であるにもかかわらず報告の様式や方法が限定されていること、グループ企業の財務管理については、基本的には、できる限りネット(純額化)していくことが効率的とされているにもかかわらず、資金決済が形式的にはグロスで行われているため、グロスでの報告が求められていることなど、外為報告が、我が国企業の財務管理の効率性等の障害となっているとの指摘があった。こうした指摘を踏まえ、決済スタディ・グループの「中間整理」においては、「企業がグループ内やクロスボーダーで資金管理・移動を行う場合(中略)、障害となる制度的な要因があれば、それらについても検討を進めることが重要」とされたところである。
- 他方、外為法は、その目的である対外取引の正常な発展や国際収支の均衡及び通貨の安定を図るための手段として、国際的なスタンダード(基準)にも基づき、財務大臣に国際収支統計や対外資産負債残高統計等の作成を義務付けているものである。外為報告は、そうした統計の作成や対外取引の実態把握のために必要不可欠なものである。また、その報告の様式や方法については、企業サイドの実務の要請と同時に、事務を取り扱う日本銀行や報告書の提出に関わる金融機関の実務や事務負担も考慮する必要がある。

- こうした要請にも留意しつつ、例えば、電子的な方法での報告の拡大や企業財務上でネットtingの趣旨から行われる資金移動の外為報告上の取扱いの合理化など、CMS の高度化の動きを踏まえた合理化が検討できないか。

3. 電子記録債権

(1) 電子記録債権を巡る状況

- 商取引の電子化が進む中、企業サイドでは、債権管理の電子化・ペーパーレス化への要請が高まっている。さらに、特に中小企業においては、担保によらないファイナンス手法として、債権流動化による資金調達をより円滑かつ安全に行うことについて、高い期待がある。こうした企業サイドのニーズを踏まえ、平成 20 年に、電子記録債権制度が導入された。これにより、売掛債権等の指名債権とも手形債権とも異なる新たな類型の電子的な金銭債権の制度が創設された。
- 制度導入以降、これまでに 4 つの電子債権記録機関が設立され、電子債権記録機関への利用者登録は順調に拡大している。電子記録債権が分割可能で、高い流動性を持ち得るような制度とされていることや、手形と異なり、取立手続きが不要で、支払期日に自動的に口座入金される特徴を有するなど、利用者にとっては利便性が高い制度となっている。

(2) 電子記録債権を巡る課題

- しかしながら、でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)における足元の発生記録請求件数は当面の目標を下回っており、十分な普及には至っていない。特に、本年上半期には、一時的ではあるが、電子記録債権の発生件数・金額ともに減少に転じるなど、伸び悩んでいる。
- また、電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化を図る観点から、債権流動化による中小企業金融の円滑化を図ることを基本的な目的としている。他方、そうした債権流動化による資金調達の円滑化での利用について、金融機関及び企業サイドのいずれからも、でんさい

ネットの活用が十分に進んでいないとの指摘がある。

○ 電子記録債権の普及、また特に、債権流動化による資金調達の円滑化を促進する観点からは、以下のような、法制・実務両面にわたる対応が必要ではないか。

- 現行制度では、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることは想定されていない。このことが、電子記録債権の流動化の妨げとなり、特に、中小企業が電子記録債権を譲渡して資金調達を行うことを難しくしているとの指摘がある。

については、制度上、電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることができるよう、債権者等の請求により、電子債権記録機関の記録を他の機関の記録原簿に移行するための手続き等を整備することが考えられるのではないか。併せて、4つの電子債権記録機関の相互接続に向けたシステム上の対応方法等について検討を進めることが考えられるのではないか。

- でんさいを利用したファクタリング・サービス(債務者の信用に基づき、金融機関等が企業の売掛債権等を買取ることで、支払期日前の資金化を可能にするサービス)については、企業サイド及び金融機関の双方において、高い期待がある。しかしながら、現行では、債務者側の取引金融機関と債権者側の取引金融機関とが異なる場合、債権者側の取引金融機関が債務者の信用情報等を有していないため、ファクタリング・サービスを利用し電子記録債権を利用した資金化が困難である、との指摘がある。でんさいを利用したファクタリング・サービスが拡大すれば、電子記録債権の普及につながるとともに、制度の中核的趣旨である債権流動化を通じた資金調達の円滑化に資することが期待される。こうしたことを踏まえれば、債務者情報の共有に係る課題に対応した、でんさいを活用したファクタリング・サービスのスキームについて、でんさいネットと各金融機関等において検討を進めていくことが考えられるのではないか。
- 現在、公的機関の支払いに際して、電子記録債権は活用されていない。このことについて、公的機関がその事業等において、受注企業に対して電子記録債権を発生させれば、当該企業の資金繰りの

円滑化とともに、電子記録債権の普及促進に効果的である、との指摘があり、地方自治体において、その事業等に対する支払いに際しての電子記録債権の活用を促すことが重要な課題となっている。

その際、例えば、中間前金払方式や出来高部分払方式によって事業代金の早期支払のための手当てがされている分野以外については、特に、電子記録債権の導入による支払いの早期化等に高いニーズがあることが想定される。こうした分野について、地方自治体への働きかけを強化していくことが考えられるのではないかと。

- 我が国の電子記録債権制度は、IT を活用して、電子的な手続きで債権を発生させ、譲渡を行うことを可能とする制度として、世界的に例がなく、金融・IT 融合の動きの中でも先駆的な取組みとなる可能性がある。特に、アジア諸国においては、電子記録債権制度の導入に関心が示されている。我が国が、今後、金融・IT 融合の動きの中で、先進性を確保していくためにも、例えば、多数の我が国企業が展開するアジアの主要新興国において、電子記録債権制度導入の具体的な事業化に向けた取組みを展開していくことが考えられるのではないかと。